

防災士資格取得助成事業実施要綱

(目的)

第1条 地域防災や地域での災害対応の要となる自主防災組織において、防災に関する基礎知識を有する防災リーダーの養成を推進し、防災士資格を取得する場合、これを助成することにより、防災における災害対応能力と地域力の充実に資するものとする。

(助成対象者)

第2条 この事業の対象者は次に掲げる全ての項目に該当するものとする。

- (1) 防災士資格試験に合格した者
- (2) 地域又は町が実施する防災訓練等に協力できる者
- (3) 地域の自主防災組織（自治公民館）に加入している者

(助成対象経費)

第3条 助成金の額は、防災士資格取得にかかる受験料、登録料に要する経費とする。

(助成の申請)

第4条 防災士資格取得事業の助成を受けようとする者は別紙(申請書)により三股町長に申請するものとする。

(助成金の交付)

第5条 助成金の交付は、第2条の項目について確認後交付する。